

令和7年度兵庫県立大学大学院10月入学者選抜方法等

工学研究科博士後期課程

専攻		募集人員	出願期間	入学 考查日	合格 発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
電気物性 工学専攻 電子情報 工学専攻 機械工学 専攻 材料・放 射光工学	一 般 学 生	若干名	令和7年 7月28日（月） ～ 8月4日（月）	令和7年 8月25日 （月）	令和7年 9月2日 （火） 16:00	○学力試験、面接及び成績証明書 を総合して行う ○学力試験 及び面接 英 語 10:00～12:00 面 接 13:00～	次の各号のいずれかに該当する者 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和7年9月30日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の実務課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和7年9月30日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時までには24歳に達している者	出願資格認定を必要とする者は、所定の期日までに出願資格認定申請書類を提出すること 出願者は、希望する研究担当教員とあらかじめ協議のうえ出願すること
専攻 応用化学 専攻 化学工学 専攻	社 会 人 学 生	同 上	同 上	同 上	同 上	口述試験（主として研究計画書の内容を対象に行う）、英語、面接、成績証明書及び企業・官庁等の推薦書を総合して行う	企業・官庁等に在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該企業・官庁等から推薦を受けた者 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和7年9月30日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者	同 上

令和7年度兵庫県立大学大学院10月入学者選抜方法等

工学研究科博士後期課程

専攻		募集人員	出願期間	入学 考查日	合格 発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
						○時 間 10:00～	6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和7年9月30日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時まで24歳に達している者	
	外国人学生	同上	同上	同上	同上	口述試験（主として研究計画書の内容を対象に行う）、英語、面接及び成績証明書を総合して行う ○時 間 10:00～	次の各号のいずれかに該当する外国人 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和7年9月30日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和7年9月30日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時まで24歳に達している者	同上